

第 224 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年2月14日

南 部 町 農 業 委 員 会

224 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和6年2月14日(水) 午後2時00分

2. 閉会年月日 令和6年2月14日(水) 午後2時37分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(15人)

会長	4番	中村文男	
会長職務代理	9番	川守田雄一	
委員	1番	佐々木正義	2番 石橋薫
	3番	夏坂元一朗	5番 夏堀健一
	6番	梅内道子	7番 山田憲幸
	8番	堀内重男	10番 佐々木一雄
	12番	三浦恵美子	13番 赤石敏文
	14番	高橋勝敏	15番 河守田雄一
	16番	工藤信仁	
5. 欠席委員(1人)	11番	佐々木徳志	

6. 会議書記

事務局長	野月正治
総括主査	佐藤弓孔
主査	宮野健人

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第14号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第5	報告第15号 賃貸借合意解約書の受理について
日程第6	議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
日程第8	議案第32号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について
日程第9	議案第33号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 9 番 川守田 雄一委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから第 224 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、11 番 佐々木 徳志 委員から欠席、6 番 梅内 道子 委員から、所用の為少し遅れる旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 14 名で、委員定数に達しておりますので、第 224 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 9 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 1 番 佐々木 正義 委員 15 番 河守田 雄一 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 14 号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	報告第 14 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合

議 長	意による解約書を受理したので報告するもので、1 件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和 5 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日、及び土地の引渡しの時期は令和 6 年 1 月 5 日、合意解約の条件は「なし」であります。 次に、日程第 5 報告第 15 号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告します。報告の説明を求めます。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	報告第 15 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、6 件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和元年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 6 年 1 月 15 日、土地の引渡しの時期は令和 6 年 1 月 16 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 2 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 3 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 6 年 1 月 15 日、土地の引渡しの時期は令和 6 年 1 月 16 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 3 番と番号 4 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 4 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 6 年 1 月 15 日、土地の引渡しの時期は令和 6 年 1 月 16 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 5 番と番号 6 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 6 年 1 月 15 日、土地の引渡しの時期は令和 6 年 1 月 16 日、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に、日程第 6 議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここでは、農業委員 2 番 石橋 薫 委員と 13 番 赤石 敏文 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 － 石橋委員、赤石委員退席 － (午後 2 時 2 0 分退席)

佐藤 総括主査	議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査 議案第 30 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 6 件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。
四戸	四戸 正子 調査員
調査員	7 番 四戸から説明いたします。
	去る 2 月 1 日、川守田委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 30 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 30 号について、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 3 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。 番号 4 番と番号 5 番の申請理由は、譲受人が新規で営農するため申請地を取得するものです。 番号 6 番の申請理由は、贈与を受けて新規で営農するため申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 30 号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 ここで、石橋 薫委員、赤石 敏文委員の入室を求めます。 － 石橋委員、赤石委員 入室 － (午後 2 時 2 5 分着席)
議 長	次に、日程第 7 議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。
	ここでは、農業委員 5 番 夏堀 健一 委員 と 14 番 高橋 勝敏 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 － 夏堀委員、高橋委員退席 － (午後 2 時 2 6 分退席)

佐藤 総括主査	議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査 議案第 31 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、27 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は田、期間は 3 年、使用貸借による権利設定です。 番号 2 番と番号 3 番の利用目的は畑、期間は 5 年 1 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 4 番と番号 5 番の利用目的は田、期間は 5 年 1 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 6 番から番号 9 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 番号 10 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 11 番の利用目的は畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 12 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,306 円です。 番号 13 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,831 円です。 番号 14 番から番号 16 番の利用目的は田、期間は 5 年 1 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 6,000 円です。 番号 17 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,395 円です。 番号 18 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,226 円です。 番号 19 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,739 円です。 番号 20 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,181 円です。 番号 21 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 1,271 円です。 番号 22 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,908 円です。 番号 23 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,904 円です。 番号 24 番の利用目的は畑、期間は 5 年 1 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 18,796 円です。 番号 25 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年 2 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 26 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,446 円です。 番号 27 番の利用目的は畑、期間は 17 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,575 円です。
議 長	議案第 31 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。

佐藤 総括主査		よって議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 ここで、夏堀委員、高橋委員の入室を求めます。 － 夏堀委員、高橋委員 入室 － (午後 2 時 33 分着席) 次に、日程第 8 議案第 32 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査 議案第 32 号について、説明いたします。 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の特例を受けている受贈者は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定、並びに地方税法附則第 12 条第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。 受贈者の氏名、住所、農地等の贈与を受けた年月日については、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の対象となる事由は贈与税と不動産取得税です。番号 2 番と番号 3 番の対象となる事由は不動産取得税です。 以上で、説明を終わります。
	議 長	議案第 32 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
佐藤 総括主査	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 32 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について」は、承認することに決定いたしました。 次に、日程第 9 議案第 33 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題といたします。 議案の朗読と説明を求めます。 佐藤 総括主査 議案第 33 号について、説明いたします。 本案件に掲げる土地は令和 5 年度の農地パトロールで非農地と判断した土地です。農林水産省の制定した「農地法の運用について」第 4 にあります、農地パトロールで遊休農地とされ、かつ農地として復元するのが著しく困難な場合、復元しても継続利用することができないと見込まれる場合に該当することから、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。 今後、所有者に非農地通知と地目変更登記の依頼を送付するとともに関係各所に非農地通知を発出した旨を報告し、農地台帳から削除することになります。 以上で説明を終わります。
	議 長	議案第 33 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 33 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 224 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 3 7 分) 終礼を行います。 ・ 起立 ・ 礼 ・ 直れ ・ 着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 2 月 14 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員